

事業者を求める残食計量について

計量は以下の区分毎に、毎日実測する。実測した記録については、1ヶ月分を翌月5日までに提出するものとする。

実測方法については事業者の提案とし、特に指定しているものを除き、学校配膳室で行うか、給食センターで行うかを問わない。

なお、学校配膳室には、はかりを本市により準備する。（秤量30kg、目盛10g 単位）

① 米飯(飯缶に残ったもの)

飯缶は、給食センターへ回収せず炊飯センターへ返却するので、学校配膳室で計量する。

② パン

学校別に計量し記録する。記録する単位はグラム単位（グラム以下は四捨五入）とする。

③ 牛乳(未開封分のみ)

学校別に本数で記録する。

④ 副食3品（主菜、副菜、副々菜のおかず種類別）

学校別に計量し記録する。

＊一番大きな食缶には、一度食器についだ米飯・飲み残しの牛乳を含むためその割合を記録する。

⑤ デザート・添え物（種類別）

学校別に個数で記録する。